

相模原市農業委員会第29回会議議事録

開 会 日 時 令和6年7月31日 午後1時36分

閉 会 日 時 令和6年7月31日 午後3時01分

開 催 場 所 市役所第2別館3階 第3委員会室

出 席 委 員 (印)

	青 木 齊		志 村 佳 男		八 木 拓 美
	齋 藤 憲 一		阿 部 健		菱 山 喜 章
	加 藤 正 博		高 橋 三 行		藤 村 達 人
	渋谷 久 夫		齋 藤 孝 之		天 野 明
	齊 藤 嘉 之		山 口 幸 男		加 藤 通 一
	大 塚 優 子		大 谷 健 一		
7	小 林 康 史		西 東 邦 雄		

出席委員 18名

欠席委員 1名(7番小林康史委員)

傍聴人 0名

事 務 局 前田康行 伊藤和彦 濱端雄高 武信秀直

議事録署名人 議 長

議席16番

議席18番

会議に付した事件

日程	番 号	件 名
1		会務報告
2		第 2 回農地利用最適化推進委員連絡会報告
3		第 1 2 回農政運営委員会報告
4	議案第 2 0 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について
5	議案第 2 1 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について
6	議案第 2 2 号	農地法第 4 条の規定による許可申請について
7	議案第 2 3 号	農地法第 5 条の規定による許可申請について
8	議案第 2 4 号	農用地利用集積計画の決定について
9	議案第 2 5 号	農用地利用集積計画の決定について
1 0	議案第 2 6 号	農用地利用集積計画の決定について
1 1	報告第 2 0 号	相続税の納税猶予に関する適格者証明について
1 2	報告第 2 1 号	生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について
1 3	報告第 2 2 号	農地所有適格法人の報告について
1 4	報告第 2 3 号	解除条件付き利用権設定を受けた者の農用地利用状況の報告について
1 5	報告第 2 4 号	農作物栽培高度化施設の届出の報告について
1 6	報告第 2 5 号	非農地証明書の発行について
1 7	報告第 2 6 号	民事執行法による売却に係る農地等の現況照会に対する調査結果の報告について
1 8	報告第 2 7 号	相続等による農地の権利取得届出の受理の報告について
1 9	報告第 2 8 号	市街化区域内農地の転用届出の受理の報告について

議事の内容 次のおり

議長（阿部会長）

ただいまから、相模原市農業委員会第29回総会を開催いたします。

ただいまの出席委員は18名で、定足数に達しております。

本日、小林康史委員より欠席の旨通告がありましたので、御報告いたします。

次に、本日の総会の議事録署名委員につきましては、16番菱山喜章委員、18番天野明委員を御指名いたします。

傍聴希望者はありませんので、このまま進めさせていただきます。

日程1 会務報告

議長（阿部会長）

それでは、これより日程に入ります。

日程1「会務報告」をいたします。

前田事務局長に報告いたさせます。

事務局（前田事務局長兼次長）

それでは、令和6年6月28日から令和6年7月30日までの主な会務につきまして、報告させていただきます。

資料を御覧いただきまして、まず、1の会議でございます。

初めに、県関係でございます。

7月12日、常設審議委員会が開催されまして、阿部会長が出席しております。内容につきましては、農地法に係る諮問についてほかでございます。本市からは、報告8件となっております。

同日、農業会議常設審議委員会100回記念及び齋藤会長の叙勲をお祝いする会が開催されまして、阿部会長が出席しております。内容につきましては、常設審議委員会開催100回記念のお祝いほかでございます。

続きまして、市関係でございます。

6月28日、農業委員会第28回総会を行いまして、農業委員18名に出席いただきました。内容につきましては、農地法第3条の規定による許可申請についてほかでございます。

7月9日、本庁管内新規就農者との情報交換会が行われまして、農業委員5名、農地利用最適化推進委員1名が出席しております。内容につきましては、新規就農者との情報交換ほかでございます。

7月11日、第2回農地利用最適化推進委員連絡会を行いまして、農地利用最適化推進委員13名、農業委員18名が出席しております。内容につきましては、担当区域ごとの農地の状況等に関する情報交換についてほかでございます。

7月17日、津久井管内の新規就農者との情報交換会が行われまして、農業委員5名が出席しております。内容につきましては、新規就農者との情報交換ほかでございます。

7月23日、役員会を行いまして、阿部会長、菱山副会長が出席しております。内容につきましては、総会提出案件ほかでございます。

7月26日、第12回農政運営委員会を行いまして、農業委員8名が出席しております。内容につきましては、令和7年度相模原市農地等の利用の最適化の推進に関する意見たたき台案についてほかでございます。

裏面を御覧ください。

続きまして、2のその他、市関係でございます。

7月23日に緑区鳥屋におきまして農地再生モデル事業が行われまして、農業委員3名、推進委員1名が出席しております。内容につきましては、津久井在来大豆の畝たてでございます。

続きまして、その他でございます。

7月2日に相模原市農協落合組合長ほか役員表敬訪問を行っております。阿部会長が市農協本店に訪問しております。内容につきましては、落合組合長就任に係る表敬訪問でございます。

私からは以上です。

議長（阿部会長）

ただいまの会務報告について、皆様から御発言がありましたら、お願いいたします。よろしいですか。

[はいの声]

議長（阿部会長）

それでは、以上で会務報告を終わります。

日程 2 第 2 回農地利用最適化推進委員連絡会報告

議長（阿部会長）

続いて、日程 2 「第 2 回農地利用最適化推進委員連絡会報告」をいたします。
事務局に報告いたさせます。

事務局（濱端総括副主幹）

それでは、7月11日に開催されました第2回農地利用最適化推進委員連絡会の結果を報告いたします。別途配付されております報告資料を御覧ください。

会議の中での主な意見等ですが、議題（2）担当区域ごとの農地の状況等に関する情報交換について、推進委員が農地利用状況調査で使用しているタブレットの説明をしたところ、農業委員からデータの取込方法などについて質問がありました。

また、同じ地区の担当になっている農業委員と推進委員の間で、最近荒れ始めた農地や新規就農者の圃場の状況などの情報を共有していました。

また、鳥獣等被害対策協議会において、「ニホンザルの群れごとの全頭捕獲が順調に進んでいるような報告があるが、まだ被害が続いている地域の情報もある。同協議会において把握している被害額が減少しているが、今後も適切な対策を行っていくために、有害鳥獣の被害情報を報告してほしい」との呼びかけがありました。

以上で、第2回農地利用最適化推進委員連絡会の報告を終わります。

議長（阿部会長）

ただいまの報告について、何か御発言がございましたら、お願いします。
よろしいですか。

[はいの声]

議長（阿部会長）

それでは、以上で、第2回農地利用最適化推進委員連絡会報告を終わります。

日程3 第12回農政運営委員会報告

議長（阿部会長）

続いて、日程3「第12回農政運営委員会報告」をいたします。

高橋委員長から報告をお願いいたします。

委員長（高橋委員）

それでは、7月26日に開催されました第12回農政運営委員会の結果報告について報告いたします。別途配付されております報告資料を御覧ください。

会議の中で主な意見等ですが、議題（3）「令和7年度相模原市農地等の利用の最適化の推進に関する意見」（たたき台案）について、ニホンザルの被害は、藤野及び相模湖地区だけでなく、緑区鳥屋でも拡大しており、青野原、青根を含めた津久井地区の被害対策をするべきとの内容を追加したいとの意見がありました。

また、藤野地区の大日野原圃場への進入路については、令和6年度で農道の安全対策の整備が終了する予定であり、令和7年度に向けた市への意見として、どのような内容にするか検討することにいたしました。

以上で、第12回農政運営委員会の結果報告を終わります。

議長（阿部会長）

ただいまの報告について、何か御発言がございましたら、お願いします。
よろしいですか。

[はいの声]

議長（阿部会長）

それでは、以上で第12回農政運営委員会報告を終わります。

日程4 議案第20号 農地法第3条の規定による許可申請について

議長（阿部会長）

続いて、日程4議案第20号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（武信総括副主幹）

それでは、1ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第20号 農地法第3条の規定による許可申請について。別紙農地の所有権移転等許可申請收受番号3-3及び3-1010から3-1011は、農地法第3条の規定により適切と認められるので、許可するものとする。令和6年7月31日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、2ページを御覧ください。

收受番号3-3は、相模原市南区に住む譲受人が、相模原市南区に住む譲渡人が所有する農地の所有権移転を受けるための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は2ページを御覧ください。斜線部分が本案件の申請地です。申請地は当麻の田、1筆、1,190㎡です。今後の作付は、露地野菜を予定しています。審査基準につきましては、現地及び申請書で確認しています。全部効率利用要件については、経営農地13筆、8,845㎡は適切に管理されております。農作業常時従事要件150日以上については、譲受人が250日で要件を満たしております。地域との調和要件については、周辺の農地の利用に影響を与えないこと、周辺地域の農業経営との調和に努めていることを確認しています。以上、審査基準を満たしていることから、許可相当と判断しました。

本庁分は以上です。

事務局（伊藤所長）

続きまして、收受番号3-1010から3-1011は、緑区鳥屋に住む譲受人が、南区南台及び緑区鳥屋のほか、市外に住む譲渡人の所有する農地を、リニア中央新幹線事業の農地の収用に伴う代替地として所有権移転をする申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は4ページを御覧ください。4ページのうち、白抜き部分が本案件の申請地です。申請地は鳥屋の畑、4筆、2,385㎡です。今後の作付は、ジャガイモ、ブロッコリーなどの露地野菜及びブルーベリー、梅などの果樹を予定しています。審査基準につきましては、現地及び申請書で確認しています。全部効率利用要件については、経営農地4筆、1,185㎡は適切に管理されております。農作業常時従事要件150日以上については、譲受人は250日、夫も250日、子及び子の妻が100日で要件を満たしております。地域との調和要件については、周辺の農地の利用に影響を与えないこと、周辺地域の農業経営との調和に努めることを確認しています。以上、審査基準を満たしていることから、許可相当と判断しました。

以上で説明を終わります。

議長（阿部会長）

説明が終わりました。ただいまの説明に関連しまして、地区担当委員さん、補足説明や御意見はございませんか。

収受番号3 - 3については、南区担当、志村佳男委員、お願いします。

8番（志村委員）

7月22日に現地調査へ行ってまいりました。私が行った当時、きれいな状態ではなくて、かなり草が生えていました。ここは地目が田んぼですけれども、土壌改良をやって赤土が入っています。道路側に用水路がございまして、毎年、この土が流れて用水路が半分ぐらい埋まってしまって、水が流れる前に、掃除するのがかなり大変だということです。土砂の流入がないように対策をお願いしたいと思います。境界もしっかりしていますので、特に問題はございませんでした。

以上です。

議長（阿部会長）

収受番号3 - 1010及び3 - 1011については、津久井地区担当、菱山喜章委員、お願いします。

16番（菱山委員）

7月25日に、長谷川推進委員と現地調査へ行ってまいりました。事務局の説明のとおり、周りも全部畑で、多少、刈っていないところもありますけど、何ら問題ないと思いますので、皆様の御審議、よろしくお願いいたします。

議長（阿部会長）

ありがとうございました。

収受番号3 - 3のところは土砂の流出のお話がありました。事務局、補足はありますか。

事務局（武信総括副主幹）

土砂の流出等につきましては、譲受人に許可証を渡すときに、適切に管理するよう申しつけるようにいたします。

議長（阿部会長）

それでは、これより質疑に入ります。

御発言はございませんか。

質疑なし

議長（阿部会長）

よろしいですか。

[はいの声]

議長（阿部会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第20号について、原案に賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議長（阿部会長）

挙手全員。

よって、日程4議案第20号については、原案のとおり決定いたしました。

日程5 議案第21号 農地法第3条の規定による許可申請について

議長（阿部会長）

続いて、日程5 議案第21号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（武信総括副主幹）

それでは、5ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第21号 農地法第3条の規定による許可申請について。別紙農地の所有権移転等許可申請收受番号3-4及び3-1009は、農地法第3条の規定により適切と認められるので、許可するものとする。令和6年7月31日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、6ページを御覧ください。

收受番号3-4は、権利設定者の東海旅客鉄道株式会社が地下にリニア中央新幹線の軌道用のトンネルを建設するため、区分地上権を設定するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は6ページを御覧ください。斜線部分が本案件の申請地です。申請地は宮下本町3丁目の畑、1筆、53㎡です。

区分地上権の設定は、地下40mよりも浅い場所にトンネル等を建設する場合に必要な権利となっております。今回、トンネル上部が地下23.95mなので、区分地上権の設定が必要となっております。40mよりも深い場合につきましては、区分地上権の設定は不要となっております。

本庁分は以上です。

事務局（伊藤所長）

続きまして、收受番号3-1009も同様の案件です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は8ページを御覧ください。申請地は緑区青山の畑、1筆、271㎡です。

以上で説明を終わります。

議長（阿部会長）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑なし

議長（阿部会長）

よろしいですか。

[はいの声]

議長（阿部会長）

ないようですので、それでは、採決をさせていただきます。

議案第21号について、原案に賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議長（阿部会長）

挙手全員。

よって、日程5 議案第2 1号については、原案のとおり決定いたしました。

日程6 議案第22号 農地法第4条の規定による許可申請について

議長（阿部会長）

続いて、日程6議案第22号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（武信総括副主幹）

それでは7ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第22号 農地法第4条の規定による許可申請について。別紙農地の転用許可申請收受番号4-6は相当とする理由があるので、農地法第4条第3項の規定により意見を付して、市長あてに送付するものとする。令和6年7月31日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、8ページを御覧ください。

收受番号4-6は、申請人が所有する大島の農地、1筆、1,018㎡を貸資材置場として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は10ページを御覧ください。農地区分は第2種農地です。申請理由といたしましては、不動産会社からの要望により、貸資材置場として転用するための申請です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と土留め策として、車両出入口を除き、ブロック2段から3段積み及びフェンスを設置する計画です。雨水については、砕石敷きによる敷地内浸透とする計画です。申請地は晃友相模原病院の西約260mです。

以上です。

議長（阿部会長）

説明が終わりました。ただいまの説明に関連しまして、地区担当委員さん、補足説明や御意見はございませんか。

收受番号4-6については、緑区担当、山口幸男委員、お願いします。

12番（山口委員）

7月18日に現地を見てまいりました。ここは南側が道路で、東側も資材置場になっております。北側に農地がありますが、フェンスの高さが1mということで、農地に配慮していただいたのではないかと思います。この状態でしたら影響は全くないので問題ないと思います。

以上です。

議長（阿部会長）

これより質疑に入ります。

質疑なし

議長（阿部会長）

よろしいですか。

それでは、採決をさせていただきます。

議案第22号について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員挙手

議長（阿部会長）

挙手全員。

よって日程6 議案第22号については、原案のとおり決定いたしました。

日程7 議案第23号 農地法第5条の規定による許可申請について

議長（阿部会長）

続いて、日程7議案第23号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（武信総括副主幹）

それでは、9ページを御覧ください。議案を朗読いたします。

議案第23号 農地法第5条の規定による許可申請について。別紙農地の転用を伴う所有権移転等許可申請收受番号5-2から5-3及び5-1024から5-2027は、相当とする理由があるので、農地法第5条第3項において準用する同法第4条第3項の規定により意見を付して、市長あてに送付するものとする。令和6年7月31日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、10ページを御覧ください。

收受番号5-2は、譲受人の医療法人社団晃友会が、譲渡人が所有する大島の農地、1筆、545㎡に賃借権を設定し、緑地として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は12ページを御覧ください。農地区分は第3種農地です。申請理由といたしましては、現在使用している外来患者駐車場に新たに病棟を増設するのに当たり、相模原市開発事業基準条例による緑地を確保するための申請です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と土留め策として、ブロック3段積みを設置し、雨水については、雨水浸透槽による敷地内浸透とする計画です。申請地は晃友相模原病院の東約60mです。こちらにつきましては、開発調整課から、8月9日に開発審査会を行いまして、8月中旬頃の許可日調整となっております。

続きまして、收受番号5-3は、譲受人の鑫山商事株式会社が、譲渡人が所有する大島の農地、2筆、2,899㎡の所有権移転を受け、資材置場及び駐車場として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は14ページを御覧ください。農地区分は第3種農地です。申請理由といたしましては、事業規模拡大により、現在使用している資材置場が手狭となったため、新たに事業所の近くに資材置場及び駐車場を確保するための申請です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と土留め策として、ブロック2段積み及び万能鋼板を設置する計画です。雨水については、砕石敷きによる敷地内浸透とする計画です。申請地は市立大沢中学校の南東約160mです。

本庁分は以上です。

事務局（伊藤所長）

続きまして、收受番号5-1024は、譲受人が、譲渡人が所有する緑区吉野の農地、1筆、176㎡の所有権移転を受け、駐車場として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は16ページを御覧ください。農地区分は第3種農地です。申請理由としましては、譲受人は現在、自宅駐車場に家用自動車を4台、実家にキャンピングカーを1台駐車しておりますが、自宅を増築するに当たり、自宅駐車場に駐車できなくなることから、新たに駐車場を確保するための申

請です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と土留め策として、既存矢板土留め高さ20cm及び既存波板土留め高さ60cmを使用し、雨水については、ゴムマットの隙間を空けて敷設することにより、敷地内浸透とする計画です。申請地は中央高速道路相模湖インターチェンジの入口の北約580mです。

続きまして、收受番号5-1025は、借受人が、貸出人が所有する緑区寸沢嵐の農地、1筆、485㎡に使用貸借権を設定し、自己住宅として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は18ページを御覧ください。農地区分は第2種農地です。申請理由としましては、借受人は現在、社宅に住んでおり、新たに自己住宅を建築するための申請です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と土留め策として、木柵高さ20cmを新設し、雨水については砂利敷き及び雨水浸透柵及び集水柵を設置し、敷地内浸透とし、汚水は合併浄化槽により処理する計画です。申請地は相模湖病院の東約140mです。

続きまして、收受番号5-1026は、譲受人の株式会社協同商店が、譲渡人が所有する緑区川尻の農地、4筆、1,572㎡の所有権移転を受け、資材置場として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は20ページを御覧ください。農地区分は第2種農地です。申請理由としましては、金属リサイクル業を営んでおり、事業拡大に伴い、新たに資材置場を確保するための申請です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と土留め策として、既存鋼板高さ30cmから1.2mを使用するとともに、安全鋼板高さ51cmを新設し、雨水については砂利敷き及び雨水浸透貯留槽を設置し、敷地内浸透とする計画です。申請地は市立広田小学校の北西約1,010mです。なお、こちらは特定都市河川の境川に隣接しているため、特定河川水深被害対策法の雨水浸透阻害行為許可済ということで、こちらの許可と許可日調整を行うこととなっております。

続きまして、收受番号5-1027は、譲受人が、譲渡人が所有する緑区鳥屋の農地、3筆、991㎡の所有権移転を受け、自己住宅として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は、恐れ入りますが、戻りまして4ページを御覧ください。斜線部分が5条の本案件の申請地となります。農地区分は第2種農地です。申請理由としましては、譲受人は、リニア中央新幹線車両基地建設に伴う収用により、新たに自己住宅を建築するための申請です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と土留め策として、コンクリート擁壁高さ1.8mから2m及びコンクリートブロック3段を設置し、雨水については砂利敷きによる敷地内浸透とし、汚水については高度処理型浄化槽により処理する計画です。申請地は市立鳥屋学園の南東約500mです。

以上で説明を終わります。

議長（阿部会長）

説明が終わりました。ただいまの説明に関連して、地区担当委員さん、補足説明や御意見はございませんか。

收受番号5-2及び5-3については、緑区担当、山口幸男委員、お願いします。

12番（山口委員）

收受番号5-2について説明いたします。7月18日に現地を見てまいりました。こちらの場所は、北側が小学校の校庭で、西側は病院施設となっておりまして、東側は、

住宅があります。全て農地以外に囲まれてしまっている場所です。ですから、何も問題はありません。

続きまして収受番号5 - 3、こちらは南側が道路ですが、東側と西側は農地があり、東側はちょっと草が多いですが、きちんと作付されている農地です。西側は、私が見に行ったときはトラクターで耕運してあって、まだ作付はしていなかったんですが、すぐ作付するような状態でした。北側の小さい農地は地目が宅地だという話ですが、そこも作付がされていまして、北西側の農地も作付がされております。高さ3mの万能鋼板を立てるという計画ですが、そうすると、西側、東側、北側の畑は営農環境が相当悪化します。大沢南部にも接している場所ですので、万能鋼板の高さ3mのままでは賛成できません。

以上です。

議長（阿部会長）

続きまして、収受番号5 - 1024については、藤野地区担当、天野明委員、お願いします。

18番（天野委員）

今月の28日、加藤委員と現地調査に行っていました。この土地は自宅の東側に当たりまして、前に4mの公道があって、この土地になっております。行って見たところ、事務局の説明どおり、自宅の狭いところに車が3台ありまして、公道をまたいだ東側の土地になっております。この土地は相模湖が一望できる、すばらしい土地です。それと、国道からのり面で30m、40m上がった土地になります。調査の結果、説明どおり何ら問題はありません。

以上でございます。

議長（阿部会長）

続きまして、収受番号5 - 1025については、相模湖地区担当、青木齊委員、お願いします。

1番（青木委員）

24日に現地を見に行っていました。スクリーンには出ていないですが、一面がこの方の親の土地です。私も何でこんな変な形を譲り受けたのかなと思ったんですけども、家を造る分だけ親の土地を譲り受けて、境を打って、境も最近打ったような形で、新しいです。何でこんな新しいのかと思ったのですが、これもしようがないのではないかと思います。この土地はこの方の親の土地ですけども、農地なので道路が面していない、農道なので、道路が入れないそうです。そのために、ちょっと上のほうにあるところから車が入るように、そこまで許可を取って、車が入れるような形にして、土地を頂いたみたいです。思うのは、親の一面の土地だから、くいを打って、自分の好きなようにもらえるんです。そうすると、今、北のほうも農地ですけども、ここに家を建ててしまったら、農地として何も、何か作るというけれども、作る必要もないのではないかと。そうすると、作物を作らないから、何十年か先には、絶対、非農地の元になるのではないかと。家を造ってしまったら、農地として生かす、作ることはできないのではないかと。許可を得て、親から自分の好きなように家を造るからと境をつくったんだと思うんですけども、親子関係なのでしようがないと思います。

以上です。

議長（阿部会長）

続きまして、收受番号5 - 1026については、城山地区担当、西東邦雄委員、お願いします。

14番（西東委員）

28日に現地調査をしてまいりました。事務局の説明のとおり、特に問題はないのですが、ここは風間という地域ですけれども、境川沿いのいい農地が広がっていたんでしようけれども、ほぼ、これで資材置場等に転用される形になって、若干残念でもありませんけれども、法的にも特に問題はないかと思えます。

以上です。

議長（阿部会長）

続きまして、收受番号5 - 1027については、津久井地区担当、菱山喜章委員、お願いします。

16番（菱山委員）

先ほど3条の案件にもありましたとおり、25日に長谷川委員と現地調査に行っていました。事務局の説明のとおり、リニア中央新幹線の収用のため、今度は自己住宅を建てるための場所になります。何ら問題ないと思えますので、御審議のほど、よろしく願いいたします。

議長（阿部会長）

ありがとうございました。

今の地区担当委員さんの説明の中で、收受番号5 - 3について、万能鋼板が3mとのことで、周辺農地への影響があり、このままの計画では同意できないのではないかという趣旨のお話でした。これについて、事務局、何か補足がありますか。

事務局（武信総括副主幹）

それでは、こちらの申請の経過から説明させていただきます。10ページを御覧ください。譲渡人がハンド株式会社、農地所有適格法人となりまして、大沢南部でもブドウを作っていますが、この場所は、ワイナリーを建設する予定で転用可能な第3種農地を取得していたのですが、立地的に水道管を敷くことが難しいということになり、売却して、その資金を元に綾瀬市へ一部事業を移すことになりました。その譲受人さんが、今回のリサイクル業を営んでいる鑫山商事になったという経過があります。

こちらの万能鋼板につきましては、申請を受ける段階で、高さ3mでは上部がメッシュ等の場合でも苦情が来ることが想定されるため、仲介業者には、隣接地主から承諾書を持ってこないと言はれないと伝えてあります。今回、現地担当委員から、意見が出ましたので、正式に許可条件にそれを付する形で審議していただければと思います。よろしく願いいたします。

議長（阿部会長）

それでは、收受番号5 - 3の審議については、3mの万能鋼板について隣接農地の地権者の同意を得ることを許可条件とすることを定義づけて審議していきたいと思いますが、皆さん、よろしいでしょうか。

議長（阿部会長）

事務局に質問したいのですが、農地台帳に載っている農地であれば、農業委員会として規制をかけることが可能だが、宅地の場合には、農業委員会としての規制はかけられ

ないということでしょうか。

事務局（武信総括副主幹）

現況が農地であり農地台帳に記載をすれば農地法で管理することはできるんですが、現状としては、農地台帳に載っていない土地ということになりますので、あくまでも農地扱いをしていない土地になります。

議長（阿部会長）

お聞きのように、農業委員会としては、農地台帳に載っていない農地のため、お願いということしかできないという話ですね。

それでは、ここでは許可条件ということでは、先ほど申しましたが、隣接農地の地権者、これでいくと西側、東側、北側の承諾を得ることを許可条件として審議するというところでよろしいでしょうか。

山口委員、よろしいですか。

12番（山口委員）

はい。

議長（阿部会長）

では、そういうことで審議していきたいと思います。

19番（加藤委員）

今、万能鋼板の上にメッシュという説明がありましたが、3mではなくて幾つを想定しているのかというのが一つと、今言っている北側って、全く上ではなくて、その斜め上は農地ではないのですか。

事務局（武信総括副主幹）

正面から見て左側、左上につきましては農地になります。真ん中の部分については宅地扱い、右上については、資材置場となっております。

メッシュについては、上部50cmぐらいを想定しておりますが、鉄の素材の編み目のもので、鋼板の上部を形作る物になると聞いております。

19番（加藤委員）

ハンド株式会社は農地を農地として活用する相手を探したのですか。

事務局（武信総括副主幹）

農業用施設用地を建設するとか、いろいろな方法は考えていたというのは聞いております。

以上です。

議長（阿部会長）

難しい判断が迫られる案件だと思います。隣接農地への影響が出るかもしれない状況での万能鋼板3mというのがあります。ただ、これは隣接農地の承諾を得る。その承諾の仕方も、万能鋼板では駄目で、フェンスのみとか、そういうことも承諾を得る中での交渉になってくると思います。ここでは地権者の承諾が必要だということを経済条件として、審議していきたいと思いますが、いかがでしょうか。地権者が承諾ということであればよろしいということでもいいでしょうか。

12番（山口委員）

そういう条件をつけていただければいいと思います。

議長（阿部会長）

それでは、收受番号5 - 3については、地権者の承諾を得ることが絶対的な条件ということで取扱いをさせていただきたいと思えます。

ほかに皆さんから御発言はございませんか。

10番（高橋委員）

收受番号5 - 2、相模原市開発事業基準条例による緑地の確保ということですが、緑地の確保が賃貸借で何年間以上あればいいかとか、昔、マンションを建てるのに駐車場が不足していると何%なくてはいけないなんていうのと基準的には同じですか。

事務局（武信総括副主幹）

20年以上となっております。

議長（阿部会長）

よろしいですか。

ほかに御発言はございますか。

質疑なし

議長（阿部会長）

それでは、質疑も一通り出たところでございます。条件をつけた中での收受番号5 - 3ということになります。

それでは、採決をさせていただきます。

議案第23号について、原案に賛成の方は挙手をお願いします。

挙手多数

議長（阿部会長）

挙手多数。

よって日程7議案第23号については、原案のとおり決定いたしました。

それでは、ここで事務局長に補足を許します。

事務局（前田事務局長兼次長）

先ほど御意見等ありました收受番号5 - 3の事案ですけれども、囲いの高さに関しては、このような事案が上がるごとに、これまでもいろいろな御意見を頂戴しております。今回も高さ3mという話になっておりますが、譲渡人が農地所有適格法人でございます。令和4年12月に規模を拡大したいという形でここを所有したわけですけれども、ワイナリーの実現可能性ですとか、計画の実現可能性の審査を含めて、その後の監視体制、追跡調査をして、しっかり見ていくというところを今後しっかりやっていく必要性がより高まっていると思っております。審査に当たりますと、必要な信用があるかどうかということも基準の中にしっかり書かれております。そのため、信用に欠けるというような部分があれば、許可できないというような可能性はあるわけですけれども、ただ、今回の高さに関しては、それが直ちに基準から外れてくるということにはなりません。一方で、土地利用の自由ということもありますから、先ほどの許可条件を付した中で、それをしっかり見ていくというところを意識した上で、これからしっかり見ていきたいと思っております。

以上です。

議長（阿部会長）

事務局長から、補足ということでお話がありました。それでは、議案第23号はこれにて終了します。

日程 8 議案第 2 4 号 農用地利用集積計画の決定について

議長（阿部会長）

続きまして、日程 8 議案第 2 4 号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（武信総括副主幹）

それでは、14 ページを御覧ください。議案を朗読いたします。

議案第 2 4 号 農用地利用集積計画の決定について。別紙農用地利用集積計画整理番号 6 - 2 から 6 - 3 及び 6 - 1 0 1 4 は、農業経営基盤強化の促進に関する基本構想の利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件に適合しているため、改正前の農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定により農用地利用集積計画を決定するものとする。令和 6 年 7 月 3 1 日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、15 ページを御覧ください。本議案は、地権者と耕作者との相対で利用権設定をするものです。本庁管内の 2 件について説明いたします。

整理番号 6 - 2 及び 6 - 3 は、経営規模拡大のため、利用権を設定するものです。6 - 3 の 1 筆については、新規の設定となります。新規分の案内図は 2 2 ページを御覧ください。契約期間は 3 年 5 か月、件数は 2 件、3 筆、面積は 4,363 m²です。当該農地では、露地野菜を栽培していく予定です。

本庁分は以上です。

事務局（伊藤所長）

続きまして、整理番号 6 - 1 0 1 4 は、経営規模拡大のため、新たに利用権を設定するものです。案内図は 2 4 ページを御覧ください。契約期間は 5 年 5 か月、件数は 1 件で 1 筆、面積は 909 m²です。今回の利用権を設定する農地においては、ネギを栽培していく予定となっております。

以上で説明を終わります。

議長（阿部会長）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑なし

議長（阿部会長）

よろしいですか。

[はいの声]

議長（阿部会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第 2 4 号について、原案に賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議長（阿部会長）

挙手全員。

よって日程 8 議案第 2 4 号については、原案のとおり決定いたしました。

日程 9 議案第 25 号 農用地利用集積計画の決定について

日程 10 議案第 26 号 農用地利用集積計画の決定について

議長（阿部会長）

続いて、日程 9 議案第 25 号、日程 10 議案第 26 号につきましては、2 議案を一括して議題に供したいと思いますが、御異議ございませんか。

[異議なしの声]

議長（阿部会長）

御異議なしと認めます。

それでは、議案第 25 号、議案第 26 号を一括して議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（武信総括副主幹）

それでは、16 ページを御覧ください。議案を朗読いたします。

議案第 25 号 農用地利用集積計画の決定について。別紙農用地利用集積計画整理番号 6 - 31 から 6 - 36 は、農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件に適合しているため、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項及び改正前の農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の 2 第 1 項の規定により、農用地利用集積計画を決定するものとする。令和 6 年 7 月 31 日提出。相模原市農業委員会会長。

続きまして、議案第 26 号を朗読いたします。

議案第 26 号 農用地利用集積計画の決定について。別紙農用地利用集積計画整理番号 6 - 37 は、農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件に適合しているため、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項及び改正前の農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の 2 第 1 項の規定により、農用地利用集積計画を決定するものとする。令和 6 年 7 月 31 日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、17 ページから 18 ページを御覧ください。

本議案は、農地中間管理機構である神奈川農業会議が所有者から農地を借入れ、耕作者に貸し出すための利用権を設定するものです。本庁管内の 6 件について説明いたします。このうち、更新分は整理番号 6 - 32 及び 6 - 34 の 2 件、2 筆、1,127㎡で、耕作者変更に伴う申請です。新規分は整理番号 6 - 31、6 - 33、6 - 35 及び 6 - 36 で、合計 4 件、9 筆、8,967㎡となります。新規分の案内図は 25 ページから 32 ページを御覧ください。新規分は、いずれも露地野菜を栽培する予定です。なお、整理番号 6 - 32 から 34 までの権利設定を受ける者は新規参入希望者で、今年 2 月 19 日に新規就農認定し、初めて権利設定となります。

以上で、議案第 25 号の説明を終わります。

それでは、20 ページを御覧ください。

本議案は、農地中間管理機構である神奈川県農業会議が所有者から農地を借入れ、耕作者に貸し出すための利用権を設定するものです。整理番号6 - 37は新規分です。案内図は34ページを御覧ください。件数は1件、2筆、4,261㎡です。

以上で、議案第26号の説明を終わります。

議長（阿部会長）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑なし

議長（阿部会長）

よろしいですか。

[はいの声]

議長（阿部会長）

それでは、ただいま2議案を一括して説明を行いました。採決についても一括とすることで御異議ございませんか。

[異議なしの声]

議長（阿部会長）

御異議なしと認めます。

それでは、採決をさせていただきます。

議案第25号、議案第26号について、原案に賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議長（阿部会長）

挙手全員。

よって日程9議案第25号、日程10議案第26号については、原案のとおり決定いたしました。

日程 1 1 報告第 2 0 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

日程 1 2 報告第 2 1 号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について

日程 1 3 報告第 2 2 号 農地所有適格法人の報告について

日程 1 4 報告第 2 3 号 解除条件付き利用権設定を受けた者の農用地利用状況の報告について

日程 1 5 報告第 2 4 号 農作物栽培高度化施設の届出の報告について

日程 1 6 報告第 2 5 号 非農地証明書の発行について

日程 1 7 報告第 2 6 号 民事執行法による売却に係る農地等の現況照会に対する調査結果の報告について

日程 1 8 報告第 2 7 号 相続等による農地の権利取得届出の受理の報告について

日程 1 9 報告第 2 8 号 市街化区域内農地の転用届出の受理の報告について

議長（阿部会長）

続きまして、報告案件に移ります。

なお、報告案件については、事務局からの補足説明及び委員から質疑のあった案件のみといたします。事務局から補足説明はありますか。

事務局（武信総括副主幹）

それでは、45ページを御覧ください。

報告第24号 農作物栽培高度化施設の届出の報告について。農地法第43条の規定により、別紙農作物高度化施設に係る届出が提出されたので報告する。令和6年7月31日提出。相模原市農業委員会会長。

こちらは相模原市で初めて平成30年11月16日に施行されました農作物栽培高度化施設、農地法第43条第1項の規定による届出が提出された案件になります。

場所につきましては、46ページを御覧ください。

相模原市南区下溝に、今後、農作物の高度化施設が建設されます。どういうものかといえますと、ハウス栽培の床が全部コンクリートで覆われた施設で、届出により農地法上も税法上も全て農地として取り扱える建物を建築するものになります。

以上です。

議長（阿部会長）

それでは、質疑に入ります。

19番（加藤委員）

27ページの農地所有適格法人報告書の関係で、農業への年間従事日数の関係で確認したいのですが、取締役のうちお二人は従事しないと捉えていいのですか。28ページの従事日数の関係と、翌年度の年間計画では取締役のお一人は100日になっているんですけど、29ページは100日なのかゼロなのかが見にくくて分からなかったのですけれど、売上げは伸ばす計画ですよ。どういう形の計画なのか教えてもらいたいです。

事務局（武信総括副主幹）

こちらにつきましては、事業年度、令和5年4月1日から令和6年3月31日の間に、今おっしゃられました取締役の一人がお亡くなりになりまして、今は議決権などの相続関係につきましては、農地所有適格法人の資格を今後失わないような形で、どうするかというのを、事務局と八王子市で調整していくところになります。

19番（加藤委員）

私にはゼロに見えてしまうけど、この人の直近実績で必要な農作業への年間従事日数は何日ですか。

事務局（武信総括副主幹）

100日です。

17番（藤村委員）

取締役の1人が亡くなって、経営状態が変化するかもしれない。やはりこれは注意深く見守って、今後どうなるかということに関しては、農地がきちんと的確に使われているかどうかは注視していかなければいけない案件ということですね。

事務局（武信総括副主幹）

今回、亡くなった方の議決権が759分の224、全体の約29.5%となっていますので、農業関係者の議決権が現在の759分の476、62.7%から、仮にこの議決権が農業関係者でなくなった場合は759分の252、約33.2%になってしまいますので、農地所有適格法人としての要件である議決権の要件を満たさなくなることが心配されますので、こちらについては、先ほど御説明があったとおり、八王子市の農業委員会事務局と調整して、現時点では様子を見ることとしております。

以上です。

議長（阿部会長）

よろしいですか。

何にしましても、しっかり見ていく必要があると思います。八王子市としっかり調整もしながら見ていくということでございます。

ほかに御発言ございますか。

よろしいですか。

それでは、以上で日程11報告第20号から日程19報告第28号を終わります。

以上で全ての日程が終了いたしました。

次回、第30回総会は、令和6年8月30日金曜日午後1時30分から開催する予定です。開催場所は市役所第2別館3階第3委員会室です。

以上をもちまして、相模原市農業委員会第29回総会を終了いたします。